



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

606	随意契約の相手方の決定	(広報課).....	1
607	〃	( 〃 ).....	2
608	瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請	(環境管理課).....	2
609	大規模小売店舗の新設の届出	(商工振興課).....	4
610	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課).....	5
611	保安林の指定施業要件の変更	( 〃 ).....	5
612	〃	( 〃 ).....	6
613	第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更の認可	(資源管理課).....	6
614	公共測量の終了	(技術調査課).....	7
615	道路の区域変更	(道路保全課).....	7
616	都市計画の変更	(都市政策課).....	7
617	使用料の収納事務の委託	(建築住宅課).....	8
618	〃	( 〃 ).....	8
619	加太みなとまちの有料施設の使用料の徴収事務の委託	(港湾空港振興課).....	8
620	港湾法による有田都市計画臨港地区和歌山下津港臨港地区内における分区の指定	( 〃 ).....	8

### ○ 人事委員会告示

6	平成30年度第1回和歌山県育休任期付職員及び任期付短時間勤務職員採用試験の実施	.....	9
---	---	-------	---

## 告 示

### 和歌山県告示第606号

平成30年度県政広報テレビ番組の制作及び放送事業の委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成30年5月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
平成30年度県政広報テレビ番組の制作及び放送事業 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県広報課  
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 随意契約の相手方を決定した日  
平成30年4月1日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社テレビ和歌山

和歌山市栄谷151番地

5 随意契約に係る契約金額

168,972,254円（うち消費税及び地方消費税の額12,516,463円）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第1号の規定に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

---

**和歌山県告示第607号**

平成30年度県政ラジオ広報番組の制作及び放送業務の委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成30年5月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

平成30年度県政ラジオ広報番組の制作及び放送業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県広報課

和歌山市小松原通一丁目1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成30年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社和歌山放送

和歌山市湊本町三丁目3番地

5 随意契約に係る契約金額

32,455,496円（うち消費税及び地方消費税の額2,404,110円）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第1号の規定に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

---

**和歌山県告示第608号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

平成30年5月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請の概要

(1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名

住所 大阪府泉佐野市上瓦屋558

名称及び代表者の指名 株式会社フタバ 代表取締役 松浪雅彦

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

所在地 和歌山県岩出市高塚20

名称 株式会社フタバ和歌山染工場

(3) 特定施設に関する事項

別表1のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

別表2のとおり

(5) 排出水の汚染状態及び量

別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成30年5月18日から同年6月8日まで

(2) 場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び岩出市生活福祉部生活環境課

別表1

種類	基数	能力	使用開始 予定年月 日	1日当 たりの 使用時間	特定施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態								
					区分	汚水等 の量 (m <sup>3</sup> /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)
第19号ト 染色施設	1	2-5m/分	平成 30.8.2	6時間 /日	通常	4.5	7.0- 8.5	60	85	16	0.9	0.3	3
					最大	5	8.0- 9.0	65	130	25	1.2	0.6	4
第19号ト 染色施設	1	2-5m/分	平成 30.8.2	6時間 /日	通常	0.5	7.0- 8.5	60	65	100	0.5	0.2	8
					最大	1	8.0- 9.0	75	100	180	0.8	0.4	9

別表2

種類及 び形式	構造	主要 寸法 (m)	能力 (m <sup>3</sup> /日)	汚水 等の 処理 方式	使用開始 予定年月 日	汚水等の処理施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態									
						区分	汚水等 の量 (m <sup>3</sup> /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	
活性汚 泥式排 水処理 装置	鉄筋コ ンクリ ート製	W18.0 × L22.0 × H10.0	1,940	活性 汚泥 処理	既設	通常	処理 前	1,360	9.0- 10.0	247	267	90	17.6	2.3	22
							処理 後	1,360	5.8- 8.6	85	85	85	10	1.5	20
						最大	処理 前	1,940	9.0- 11.0	293	343	110	22.5	3.9	26
							処理 後	1,940	5.8- 8.6	100	100	100	20	3.0	26

別表3

排水口名	排出水の量及び汚染状態

	区分	汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )
排水口No. 1	通常	1,360	5.8-8.6	85	85	85	10	1.5	20	—
	最大	1,940	5.8-8.6	100	100	100	20	3.0	30	—
排水口No. 2	通常	0.6	5.8-8.6	10	10	5	18	2.5	3	1,000
	最大	0.8	5.8-8.6	15	15	10	23	4.0	5	<3,000
排水口No. 3	通常	0.1	5.8-8.6	10	10	5	18	2.5	3	1,000
	最大	0.1	5.8-8.6	15	15	10	23	4.0	5	<3,000
排水口No. 4	通常	雨水	—	—	—	—	—	—	—	—
	最大	雨水	—	—	—	—	—	—	—	—

## 和歌山県告示第609号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成30年5月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称) ドラッグコスモス高野口店  
和歌山県橋本市高野口町小田字小北289番3外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 大規模小売店舗の新設をする日  
平成30年12月26日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,716m<sup>2</sup>
- 駐車場の収容台数  
68台
- 駐輪場の収容台数

- 23台
- 8 荷さばき施設の面積  
32㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量  
9.0㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前9時  
閉店時刻 午後9時50分
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後10時まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数  
2か所（敷地東側1か所、敷地南側1か所）
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 14 届出年月日  
平成30年4月25日
- 15 届出等の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山県伊都振興局地域振興部企画産業課（橋本市市脇四丁目5番8号）  
橋本市経済推進部シティセールス推進課（橋本市東家一丁目1番1号）
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 平成30年5月18日から同年9月18日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第610号**

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年5月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第611号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年5月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
      - 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第612号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年5月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
      - 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第613号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、平成30年4月25日付けで次のとおり第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更を認可した。

なお、当該認可に係る内容は、省略し、和歌山県農林水産部水産局資源管理課に備え置いて、告示の日から平成30年6月18日まで縦覧に供する。

平成30年5月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業権者		漁業権の 免許番号	変更後の遊魚 規則の施行の日
名称	住所		

紀ノ川漁業協同組合	和歌山県紀の川市桃山町市場547番地4	和内共第2号	平成30年6月1日
		和内共第37号	
貴志川漁業協同組合	和歌山県海草郡紀美野町神野市場266番地の1	和内共第38号	平成30年4月25日
有田川漁業協同組合	和歌山県有田郡有田川町大字徳田113番地の9	和内共第6号	平成30年4月25日
		和内共第39号	
日高川漁業協同組合	和歌山県日高郡日高川町大字松瀬字西川310番地	和内共第13号	平成30年4月25日
日置川漁業協同組合	和歌山県西牟婁郡白浜町安居13番地	和内共第20号	平成30年4月25日
古座川漁業協同組合	和歌山県東牟婁郡古座川町高池690番地	和内共第27号	平成30年4月25日
		和内共第28号	

**和歌山県告示第614号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき和歌山市和歌山大学前駅周辺土地区画整理組合理事長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成30年5月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間 平成29年4月17日から同年10月31日まで
- 3 作業地域 和歌山市和歌山大学前駅周辺土地区画整理事業区域（和歌山県和歌山市中の一部）

**和歌山県告示第615号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年5月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 紀の川自転車道

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
橋本市向副字下河原1番13地先から同市向副字河原田131番19地先まで	新	4.00 } 8.35	918.35	

**和歌山県告示第616号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成30年5月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称  
有田都市計画臨港地区
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
変更した部分  
和歌山県有田市港町字西ノ濱845番地46及び845番地48の地先
- 3 都市計画の縦覧場所  
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

**和歌山県告示第617号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、和歌山県営住宅、特定公共賃貸住宅及びこれらの駐車場の使用料の収納事務を平成30年4月1日から次の者に委託した。

平成29年和歌山県告示第672号（使用料の出納事務の委託）は、平成30年3月31日限り廃止した。

平成30年5月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山市十三番町30番地 和歌山県住宅供給公社

**和歌山県告示第618号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、和歌山県営住宅、特定公共賃貸住宅及びこれらの駐車場の使用料の収納事務を平成30年4月1日から次の者に委託した。

平成29年和歌山県告示第709号（使用料の出納事務の委託）及び平成29年和歌山県告示第1165号（使用料の出納事務の委託）は、平成30年3月31日限り廃止した。

平成30年5月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山市和歌浦東三丁目3番33号 山本眞代  
和歌山市十二番丁82番地 AREA伏虎201 梅木宏造  
和歌山市小倉266番地7 濱田陽吉  
橋本市三石台三丁目22番地の1-408 大村満春  
有田郡湯浅町大字山田1392番地5 田中美奈子  
御坊市藪677番地 湯川忠  
西牟婁郡白浜町2533番地の1 白浜コート・ダ・ジュール411号 原勝教  
新宮市井の沢7番26号 中上要

**和歌山県告示第619号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、加太みなとまちの有料施設（緑地駐車場及びシャワー（温水）に限る。）の使用料の徴収事務を平成30年4月1日から次の者に委託した。

平成30年5月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山市加太2692番地 加太地域活性化協議会 会長 尾家賢司

**和歌山県告示第620号**

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定により有田都市計画臨港地区和歌山下津港臨港地区における分区を次のとおり指定し、平成22年和歌山県告示第210号（港湾法による有田都市計画臨港地区



和歌山下津港臨港地区内における分区の指定)は、廃止する。

なお、次の表の別図は、省略し、その図面を県土整備部港湾空港局港湾空港振興課及び和歌山下津港湾事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成30年5月18日

和歌山下津港港湾管理者和歌山県

代表者 和歌山県知事 仁坂吉伸

分 区	区 域	面 積
商港区	有田市箕島、港町及び初島町浜のうち別図に示す区域	約1.5ha
工業港区	有田市港町及び初島町浜のうち別図に示す区域	約175.7ha

## 人事委員会告示

### 和歌山県人事委員会告示第6号

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定による任期を定めた職員（以下「育休任期付職員」という。）及び同法第18条第1項の規定による任期を定めた短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の採用試験を次の要綱により実施する。

平成30年5月18日

和歌山県人事委員会事務局長 岡本勝年

平成30年度第1回和歌山県育休任期付職員及び任期付短時間勤務職員採用試験要綱

#### 1 試験区分、勤務地区分、採用予定人員及び職務内容

##### <育休任期付職員採用試験>

試験区分	勤務地区分	採用予定人員	勤務地及び主な職務内容
一般事務	和歌山	5人程度	本庁又は和歌山県税事務所における事務
	紀北	1人程度	和歌山県農林大学校における事務
農業	和歌山	1人程度	本庁における補助金関係業務
土木	和歌山	1人程度	海草振興局建設部における道路、河川、砂防施設の調査・測量・設計及び監督業務

##### <任期付短時間勤務職員採用試験>

試験区分	勤務地区分	採用予定人員	勤務地及び主な職務内容
一般事務	和歌山	1人程度	本庁における事務

申し込むことができる試験区分は1つに限るが、当該試験区分に勤務地区分が複数ある場合は、第2志望の勤務地区分まで申し込むことができる（第1志望は必ず選択し、第2志望の選択は任意とする。）。

上記表の採用予定人員又は勤務地は、職員の育児休業等の取得状況により変更する場合がある。変更となる場合の勤務地の範囲は、次の勤務地区分表のとおりとする。

##### 勤務地区分表

勤務地区分	勤務地の範囲
和歌山	和歌山市、海南市、海草郡
紀北	橋本市、紀の川市、岩出市、伊都郡

#### 2 受験資格

次のいずれかに該当する人は、受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人（準禁治産者を含む。）

### 3 試験の日時、試験地及び合格発表

	試験日	試験地	合格発表
第1次試験	平成30年7月8日（日） 午後1時	和歌山市	平成30年7月下旬に和歌山県ホームページに掲載するとともに、合格者に通知する。
第2次試験	平成30年8月上旬	和歌山市	平成30年8月上旬に和歌山県ホームページに掲載するとともに、合格者に通知する。

### 4 試験の方法及び内容

	種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	教養試験 (択一式)	300点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験 (30題) <出題分野> 社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能	1時間30分
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査 なお、検査結果は、第2次試験の面接試験の参考資料とする。	
第2次試験	面接試験	420点	人物、能力、性格等についての個別面接	

試験の内容は、高等学校卒業程度とする。

### 5 合格者の決定方法

第1次試験の合格者は、第1志望の勤務地区分において教養試験の得点順に決定する。

最終合格者は、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点の高い者から順に、勤務地区分の志望順に決定する（第1志望の勤務地区分が採用予定人員に達している場合は、第2志望の勤務地区分で合否を決定する。志望していない勤務地区分で合格することはない。）。

なお、各試験種目には合格基準があり、1つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。

### 6 受験手続及び受付期間

#### (1) 申込方法

インターネットにより、和歌山県ホームページの「例規・行政・統計・データ」欄の「電子申請」にある「和歌山県電子申請システム」から、画面上の指示に従って申し込むものとする。

なお、インターネットによる申込みができない場合は、和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。

#### (2) 受付期間

平成30年5月29日（火）午前10時から同年6月15日（金）午後4時までの間に受信したものを受け付ける。ただし、電子申請システムの管理運営上の都合により変更する場合がある。

#### (3) 受験票等の交付

申込みが到達した場合は、整理番号とパスワードを記載した「申込完了通知メール」を自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「受付審査完了通知メール」を送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請システム内で発行する。受験票を発行した場合は、「受験票発行通知メール」を送信するので、指示に従い受験票ファイル及び写真票ファイルをダウンロードし、書面に印刷するこ

と。

写真票には、受験番号、氏名等を記入し、顔写真を貼ること。

試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。

なお、試験当日に写真票に顔写真が貼られていない場合は受験することができない。

7 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分の勤務地区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求により和歌山県人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。

おおむね平成30年9月から採用される予定であるが、職員の育児休業等の取得状況により各々の採用時期に違いがある。

また、職員の育児休業等の取得状況によっては、採用候補者名簿に登載されても採用されない場合がある（採用候補者名簿の有効期間は、原則1年である。）。

(2) 任期、勤務時間及び休日は、以下のとおりである。

なお、勤務において時間外勤務（休日の勤務を含む。）等をする場合がある。

< 育休任期付職員 >

○任期 おおむね8か月以上3年未満

○勤務時間及び休日

試験区分等	勤務時間	休日
一般事務（和歌山・紀北） 農業（和歌山） 林業（和歌山）	午前9時から午後5時45分まで	日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「祝日」という。）、年末及び年始

< 任期付短時間勤務職員 >

○任期 7か月間

なお、育児短時間勤務（地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）に係る期間の延長の範囲内で任期を延長する場合がある。

○勤務時間及び休日

試験区分等	勤務時間	休日
一般事務（和歌山）	午後1時55分から午後5時45分までの週19時間10分	日曜日、土曜日、祝日、年末及び年始

(3) 採用時の給料月額は、おおむね以下のとおり（平成30年4月1日現在）であるが、育休任期付職員については経歴その他に応じて一定の額（例：公務員の経歴は10割換算額、民間企業の正規職員の経歴は8割換算額等）が加算される。

試験区分等	給料月額	適用給料表
育休任期付職員 一般事務（和歌山・紀北） 農業（和歌山） 林業（和歌山）	151,500円	行政職給料表
任期付短時間勤務職員 一般事務（和歌山）	74,935円	育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員行政職給料表

このほか職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）等の定めに従い、育休任期付職員については、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。任期付短時間勤務職員については、上記のうち、扶養手当、住居手当等、支給されない手当がある。

## 8 試験結果の情報提供

この試験の結果について、「和歌山県電子申請システム」により、以下のとおり情報提供を受けることができる。

情報提供の手続は、電子申請システムの「申込内容照会」から、6 (3) の申込完了通知メールに記載した整理番号とパスワードを入力して、申込詳細画面に進み、画面上にある試験結果情報提供ファイルを表示するものとする。

試験の種類	情報提供の対象者	内容	期間
第1次試験	第1次試験 不合格者	得点及び順位、合格基準に達していない 場合はその旨	合格発表の日の午後3時から1月 間
第2次試験	第2次試験 受験者	試験種目別の得点、合格基準に達してい ない試験種目、第1次試験の得点及び順位 並びに第1次試験の得点と第2次試験の得 点を合わせた総合得点及び総合順位	

## 9 その他

この試験についての問合せは、和歌山県人事委員会事務局にすること。